

Title	中世の紀年法大意 (上)
Sub Title	
Author	間崎, 万里
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1921
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.15, No.4 (1921. 4) ,p.569(141)- 584(156)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19210401-0141

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

に於ける所業に拘らず、是が此の僧侶（ヒストリイ）が僧侶階級にならない理由である。

それにも拘らず此の精神、此の新信仰と僧侶とを以つて近世史は——十四世紀に始まる。古代及び中世史の集團及び階級争闘が繰返されるが又多少變化を伴ふ。百年戦争に依つて展開された新軍國主義は火薬を使用する。新地主主義（ランドローディーズ）は中世的奉仕に代るに貨幣的賃料を以つて保たれる。此の當時階級争闘の内、宗教に屬する部分は新らしい。新教の僧侶は未だ社會的に優越でもなく、特權を確保する程強力でもなかつた。且つ重に平民から力を付けられ、其の個人主義は「中流階級」である。故にそれは商人と結合して、彼等と地主との階級争闘の一要素となつた。従つて多數の聯合は地主々義と更に古い教會主義との間にあり、而して多數の内的集團の争闘は此の結合と國民的王国との間に存する。

中世の紀年法大意(上)

問 崎 万 里

歐洲の中世期に於ける諸般の歴史的研究或は記述を爲さんとする初學者が、先づ第一に心得置くべきは中世の紀年法に關する知識であらう。一九一八年以降「歴史研究者の友」(Helps for Students of History)と題して「キリスト教知識普及會」によつて刊行せられて居る叢書中に、幸ひ Reginald L. Poole, M. A., LL. D., Litt. D.: Medieval Reckonings of Time, 1918. がある。本書は勿論通俗を旨とする片々たる小冊子に過ぎないけれども、史學の根本的素養を缺ける人々には、却つて便利であらうかと思はれるによつて、爰に紹介の勞をとる。

△時の單位 歐洲の中世期に於ける時の數へ方を極く簡単に述べようとするのが本篇の目的である。それ故、爰ではユリウス曆即ち舊曆法について述べる丈けであつて、新曆法即ち羅馬法王グレゴリウス第十三世によつて、一八五二年に採用せられた改曆には關係しない。(註)吾人

それは Henry 八世の下に於ける國家主義の確立、新教の優越に終る。(但し Mary 及び Stuarts の治下に於ける短い復活を除く。)

今や終に商人と地主との階級争闘は充分に緊張した。(とは云へ暴力はない。)發見の航海は新しい未曾有の機會を開いた。商業冒險家は勢力家となつた。然し昔の軍人と同じやうに彼等は充分な社會的確認を要求した。彼等は妥協した。大商人は貴族たるを許され、而して貴族は結婚に依つて(若しくは他の方法に依つて)富の收入を獲得した。かくて資本家階級が作られた。

斯して近世史は正午となる。資本主義は發明と革命的の産業とを開發した。賃銀獲得の勞働者階級は解放された奴隷に由來し、「階級意識」を有つ順番となり、Karl Marx は劃時期的の發見——階級争闘は歴史を作る——をなした。

(未完)

は又埃及の Ptolemaic system の支配を受けて居る。即ち太陽と諸惑星が地球の周圍を廻轉するのであると假定せるこの信仰は深く日常言語のうち含蓄されてゐるので、その假定の上に築かれた叙述を當然と心得て怪むものがない位である。又爰でいふ日と年とは普通の觀測に基いた時の區分をさすのであつて、天文學者の算定になつた他の時の單位をいふのではない。爰では又數字を細かい所まで精密に擧げることがを必要としない、たゞ太陽曆年は之を假りに三六五日四分の一とすればよいので、必しも三六五日と五時間四十八分四十六秒など、言はなくともよい。

註 シーザーの曆を制定したのは西曆紀元前四十六年一月一日のことである。其後曆官が規則を間違つて、アウグスタスの時に之を直してから其儘千五百八十二年まで行はれた。最初シーザーは春分が三月二十五日にある様にしたのに、千五百八十二年には三月十一日に太陽が春分

點を通過したのであつた。されば季節の方が暦日より二週間先んじたのである。そこで時の羅馬法王グレゴリ一第十三世は遂に改暦を断行したのであつた。改暦の案はリッパッスと稱する天文學者のなした所で之をまとめたのはクラボッスであつた。然らば此改暦は如何なるものかと言ふのに、第一に從來の暦で千五百八十二年十月五日と稱した日附を十日丈突然増加し同年の十月十五日と稱せしめたこと、其の結果其年には春分は三月二十一日にあつたことに改められたのである。第二には將來も此の様に季節の差を生じない様に、ユリッパッスの置閏法に改良を加へ、四世紀元の年数が百の倍数に當る年中で、其世紀の数字が四除し得る年丈は従前の如く閏年とするが、四除し得ぬ場合丈は平年にすると規則を附加した。其結果としてユリッパッス暦ならば閏年であるべき千七百年、千八百年、千九百年の三ヶ年は平年とせられた。現今世界の採用して居るものは實に此置法で、即ちグレゴリッパッスと稱せられるものである。

『然るにグレゴリッパッス暦を考へて見ると、之は一年の長さを三百六十五日二四二五としたことになる。されば矢張り實際取る可き晝の長さよりも一日の一万分の三程長過ぎるものを用ひて居るのである。されば三千年位経過した後は季節が一日近く進むことなる筈である。併し此位の所は今日云々する必要があるまい。』連學博士故一

戸直藏著『誰にも分かる暦の話』(二四一六頁)
因に本邦に於ける現行暦法は明治五年十一月九日太政官布告第三三七號により、
一 今般太陰暦を廢し太陽暦御頒行相成候に付來る十二月三日を以て明治六年一月一日と被定候事
一ヶ年三百六十五日十二ヶ月に分ち四年毎に一日の閏を置候事、と改正せられ、其後明治三十一年五月十一日勅令第九〇號によつて閏年に關する改正が行はれて、眞のグレゴリッパッスの新暦と一致することになった。且つ明治四十一年九月三十日文部省布告第二三五號によつて明治四十三年の暦より陰暦の月日を記載せぬ事となつた。
かく大體論をなすのであるからビザンチウム式紀年學については論議を避けたがよいと思ふ。尙ほ更ら古今を通じてツラセン人の間に行はれて居る太陰暦年については一言も觸れずには置く。

もつと委しく知りたい人は次の書物を讀めばよい。

Ducange, "Glossarium mediae Latinitatis," ed. G. A. L. Henschel, 7 volumes, 1840-1850 (under, Annus, Mensis, etc.)
"Art de Verifier les Dates," ed. Saint-Allais, Part II, Vols.

I, II, 1818.

H. Grottefend, "Zeitrechnung des Deutschen Mittelalters und der Neuzeit," Vol. I, 1891; and Vol. II, Part II, 1898.

A. Giry, "Manuel de Diplomatique," Book II, 1894.

F. Rühl, "Chronologie des Mittelalters und der Neuzeit," 1897.

F. K. Ginzel, "Handbuch der mathematischen und technischen Chronologie," Vol. III, 1914.

普通一般には次の書物に足る。

Sir Harris Nicolas, "The Chronology of History," 1833; new edition, 1840.

Augustus De Morgan, "The Book of Almanacs," 1851; 3rd edition, 1907.

J. J. Bond, "Handy-Book of Rules and Tables for verifying Dates with the Christian Era," 1875; 4th edition, 1889.

H. Grottefend, "Taschenbuch der Zeitrechnung," 1898; and "Abriss der Chronologie des Deutschen Mittelalters und der Neuzeit," 2nd edition, 1912.

時は常に地球と太陽・太陰の運行を基礎として算出された。誰も知る如く地球は一日に一回轉する、そしてこの一日を二十四時間に分つ。

太陽は三六五日と四分の一で地球の周圍を一回轉するものと見做されてゐた。之れを三六五日の太陽暦年と稱する。そして毎四年即ち閏年の二月に一日を挿入して四分の一日の端数を填める。便宜上一年を分つて十二ヶ月とする。
他の單位である太陰が大約二九日半で地球の周圍を一回轉するといふ事實は、特に農業が主たる生業となつてゐた頃、著しく人目についた。この太陰暦月を太陽暦年の日數に極く近似的にも密合させる事は明かに不可能であつた。そしてこの一致し難き單位の調和を圖らんとするために種々の工夫がなされた。月の盈虚中の四個の形狀即ち新月、上弦、満月、下弦の間隔は大略七日の週日によつて示される。この週日は上古に於て歐人の所謂東邦より發したもので、キリスト教會の祭典のために暦に確定されたのである。週日は太陽暦や太陰暦の月又は年に對

して正確なる關係のない獨立の數へ方である。週日は他の大なる單位に關係なく連續的に進んで行く、故に完全なる曆法が組立てられるときは、勘定に入るべき第三の單位であつた。そして太陽と太陰の運行を週日と合致させるために更に問題を生じた。復活祭日はその解決如何によつて定まつて來るのであるから、この問題はキリスト教の勢を得てゐた中世に於ては一番大切な事であつた。之に就ては終の節に述べよう。

第一節 日

日は二段に分たれ、各を日没と日出に始まる十二時間とした。故に季節の異なるに従つて時間の長短が大に異つて來た。冬至に於ては晝間の一時間は三十分短縮し、夜間の一時間は九十分に延長した。然るに一日を同じ長さの二十四時間に等分することは知られてゐなかつた。

曆には之が記されてゐたであらうが、實際には使用されたやうにない。第十四世紀に至るまでの時間の長短は季節によつて變じ、この長短不定の時間が日没と日出とから數へられた。註時計を教會や其他の公共建物の鐘聲に合はすやうになつてから、一定の平均時間制度が漸次に定つて來たのである。今でも英語で時間をいふにはその起源を示してゐる、"o'clock"、といふ語を使つてゐる。是等の時間は一般に一より十二まで二組に數へ、各、夜半と正午を初としたのである。但し伊太利と獨逸では依然として一より二十四までの數へ方が久しく残つてゐた。或る地方、殊に伊太利では時間は均一に等分されたけれども、時計を地方的習慣に合うやうにした、めに一日の初(二十四時、今日の稱呼では零時)が季節季節に應じて變更せられ、之が日没又は日没直後に定められた。伊太利に於てこの慣習

が放棄されたのは第十九世紀の初になつてゐた。

教會の禮拜の時間は不定の時間制度をとつた。Martins は黎明前、Prime は日の出、Tierce

- 註、因に我邦では、上註太政官布告第三三七號によつて、
- 一 時刻ノ儀是迄晝夜長短ニ隨ヒ十二時ニ相分チ候處今後改テ時辰儀時刻晝夜平分二十四時ニ定メ子刻ヨリ午刻迄チ十二時ニ分チ午前幾時ト稱シ午刻ヨリ子刻迄チ十二時ニ分チ午後幾時ト稱候事
- 一 時鐘ノ儀來ル一月一日(明治六年)ヨリ右時刻ニ可改事但是迄時辰儀時刻チ何字ト唱來候處以後何時ト可稱事
- 一 諸祭典等舊曆月ヲ新曆月ニ相當シ施行可致事

時刻表

前午	零時	午後	十二時
四時	寅刻	一時	子半刻
五時	辰刻	二時	丑刻
六時	巳刻	三時	卯半刻
七時	午刻	四時	辰半刻
八時	未刻	五時	巳半刻
九時	申刻	六時	午半刻
十時	酉刻	七時	未半刻
十一時	戌刻	八時	申半刻
十二時	亥刻	九時	酉半刻
後午	一時	十時	戌半刻
二時	子刻	十一時	亥半刻
三時	丑半刻	十二時	子刻
四時	卯半刻		
五時	辰半刻		
六時	巳半刻		
七時	午半刻		
八時	未半刻		
九時	申半刻		
十時	酉半刻		
十一時	戌半刻		
十二時	子刻		

右之通定候事
となつた。尙ほ現行の午砲は當時既に行はれてゐたのである。即ち明治四年九月二日太政官布告第四五二號には「舊本丸に於て來る九日より晝十二時大砲一發つ、毎日時號砲執行候條爲心得相違候事」とある。

教會の禮拜の時間は不定の時間制度をとつた。Martins は黎明前、Prime は日の出、Tierce は(以下、日出より起算して)三時、Sext は六時、Nones は九時、Vespers or Evensong は十一時、Compline は日没後に行はれた。然るに何時の間にか Nones は正午に繰上げられる事となつた。正午を英語で Noon といふのは之がためである。寺院の用法では一日の初は前日の Evensong (晩禱)である事を心得て置かねばならぬ。△祭日 祭日(Holiday)は一定の月日に行はれるのと、不定の復活祭日より繰つて定めるのと二通りある。故に之を定祭日と期日不定の祭日(Fixed or Moveable Feasts)と云ひ、その Feast であるを Fast であるを問はず、特殊の宗教的祭日を(禱祈書に使用してある如くに)Feast と唱へてゐる。定祭日は普通 Saints Days (聖徒の祭日)と唱

入るものである。之は羅馬暦に見られる記念祝祭日であつて、一般に或は特殊の國又は特殊の地方で行はれる祭日が漸次に増加せるために、歲月と共に殖えて來たのである。この定祭日は St. John Baptist の誕生祭や、St. Paul の改宗祭の如くに Nativity とか Conversion など、特に區別されてゐる場合の外は聖徒の埋葬式 (deposition) の日であると解せられて居る。併し之には聖徒の遺體が他處へ移された日が往々にある。そしてこの遷座 (Translation) は通例民衆の大記念日として都合のよい時期を選んで行はれた、丁度日本の天長節祝日と同じ關係にあるやうである。例へば St. Martin の祭日は十一月十一日 (St. Martin in hieme)であつたのに、その遷座は七月四日に行はれ、St. Thomas の殉教は十二月二十九日であつたけれども、其遷座は七月七日に行はれた。又一切の祭日が何處にても同日に

行はれたのではない事を注意すべきである。そして疑はしい場合には参考用書について調べねばならぬ。又聖徒の尊稱が省略されてゐるために往々にして混同する憂がある。即ち殉教者の St. Stephen は十二月二十六日に祭られてゐるけれども、法王の St. Stephen の祭日は八月二日である。英蘭では十一月十六日の大監督 St. Edmund の祭日と十一月二十日の國王であつて且つ殉教者であつた St. Edmund の祭日とが隣り合つてゐる何時も判然區別されてゐない。期日不定の祭日は復活祭日が毎年異なるために五週間位の相違を來たすことがある、其譯は復活祭日は三月二十二日乃至四月二十五日(其日を含む)間のどれかの日曜日になるからである。この種の祭禮の筆頭に來るのは Septuagesima Sunday であつて、早いときには一月十八日に到來することがある。併しその様な例は一世

紀に一度に足りなかつた。この異動の行はれる時期は嚴密にいへば Advent (降來祭日)前の一つ置いてすぐ前の(即ち二つ目の)日曜日の前までつゞく、換言すれば十一月の末頃までつゞくのである。併しこの祭日と降來祭日との間の日曜日に順位をつける習慣は次第に擴張されて來たので、實際當初に於ては Whitsunday (聖靈降臨祭日)が終となつて居つた。聖靈降臨祭日の次ぎの日曜が、少なくとも第十一世紀より英國に於て Feast of the Holy Trinity (復活主日)と呼ばれることとなり、すぐ次の木曜日は第十三世紀に法王 Urban IV によつて Feast of Corpus Christi (基督聖體祭日)と定められた。日曜日が順位に數へられる様になつてから、是等の日曜日は今尚ほ羅馬で行はれてゐるやうに、聖靈降臨祭日の後から數へられたが、併し英蘭にては Trinity より之を繰る慣習が行はれてゐる。又一

年中の其他の日曜日は教會暦年の位置によらないで、當日の彌撒の Introit (聖餐式を擧げるため牧師登壇の際の讚歌)の冒頭の語によつて言ふのが普通である。その稱呼の或るものは特に數々使用せられた、そして今日に至るまでルーター宗派の新教諸國に於て行はれてゐる。即ち、

- Septuagesima.....Circumdederunt
- Sextagesima.....Exsurge, Domine
- Quinquagesima.....Esto mihi
- First Sunday in Lent.....Invocavit
- Second Sunday in Lent.....Reminiscere
- Third Sunday in Lent.....Oculi
- Fourth Sunday in Lent.....Letae, Jerusalem
- First Sunday after Easter.....Quasi modo geniti
- Second Sunday after Easter.....Misericordia Domini
- Third Sunday after Easter.....Jubilate
- Fourth Sunday after Easter.....Cantate
- Fifth Sunday after Easter.....Vocem jocunditatis

その主祭典が終つてから一週間後に、その副祭典が行はれる。之を Octave とし、英語に

ては Dies といふ。この日は大祭を終へてから出席するのに都合のよい日であるから諸會議や國會などの召集日に宛てられた事が頗る多かつた。又往々にして、主祭日の二週間後なる *Quintene* or *Quinzaine* を之に宛てた。

書信其他の文書に祭日を以て日附とすることは、第十三世紀の頃に至るまでは普通ではなかつたが、年代記作者は常に事件を特殊の祭日に起れることとして記録した。是等の祭日は又賃賃料を支拂ふべき日附を明記するために便利とせられ、祭日は曆本が一般に使用されてゐなかつた頃に、債務の履行を記憶すべき最も實用的方便に供せられた。故に一定賃賃料の支拂の目的物たる土地又は家屋の受渡證書には常に慣習的の四季勘定日(何れもが祭日)の外に、又例へば、半季勘定日として一月二十五日と七月二十五日なる *St. Paul* と *St. James* の改宗祭日を

記してある。かくの如き取極は容易になされたのである、何となれば一年の中、六ヶ月には大祭日が *Kalends* (註)の八日に當り、他の二ヶ月にはその七日か九日に當つて居たからである。英蘭で屢、賃賃料支拂期日として又は收税期日として頻繁に使用せられた日附は、上記の日と違ひ期日不定の祭日に關係してゐた。復活祭日の *Octave* の次ぎの火曜日に當る *Hock Day* or *Hoke Day* が是である。この日とすぐ前の月曜日を含んだ *Hocktide* は春季支拂の好時機と見做され、他方に於て秋季勘定日は *Michaelmas* となつてゐた。丁度英蘭の大藏省が *Hock Monday* の日と *Michaelmas* の翌日とに各その兩半季の會議を開いてゐたと同じである。

註、*Calends* とも書す、曆を英語で *Calendar* といふのは之より起れりといふ。後に説明せる如くは翌月の朔日より逆算するものである。

△週日 週日は古人に知られてゐた七曜星、即ちである。

4 The Sun, Moon, Mars, Mercury, Jupiter, Venus, and Saturn の名を取つてつけたのである。

(註) 上古の神名がチュートン神話中の相當神名に翻譯されたため、この七曜星の名が残らず其儘に今以て使用せられてゐるのは殆んど英語と和蘭語だけで、其他の諸國に於ては其の中の一、二が取換へられてゐる。The Sabbath が第一となり、(獨逸語で普通に行れて居る變更は之だけである。)次いで The Lord's Day が *dies solis* に代つた。斯くして羅、佛、伊及び西語に有する如き種々の名稱が出來たのである。週の第一日は *dominica* or *dies dominicus* 最後の日は *Sabbatum* or *dies sabbati* であつた。中世に於ける Sabbath は土曜日に限られてゐた。之が偶然日曜日に轉じたのは宗教改革時代より早くない一つの學説に基いたもので、土曜日を *dies Saturni* と稱するのは近世になつて人爲的に復活したの

一つの週日を *feria* といひ、*feriae* は一から七まで數へられたが、併し日曜日に當る *feria prima* と土曜日に當る *feria septima* は殆んど使用された事がない。故に週日は今日尚ほ羅馬教會曆に用ひてゐる如くに、*dies dominicus*, *feria secunda*, *feria tertia*, *feria quarta*, *feria quinta*, *feria sexta*, *sabbatum* といはれ得る。是等の名稱は翻譯されたままで、今日葡萄牙語に残つてゐる。

註、何故に天王星と海王星とは省いてあるかといふに、此の二星は近來の發見に係りて、昔の人は其のあることを知らなかつたのである。』(理學博士横山又次郎氏著『天文學講話』二五二頁)

『支那では日月と五星とを總稱して七政又は七曜と稱するが、七曜日の名稱は、これに因つて居る。』

『諸我等は日月火水木金土と順序を立てたのは、如何なる理由であるを知りたいと思ふ。或は曰く、昔し星占學者は一日を二十四等分して其各をば順次に七政に餞げた。而かも七政の地球からの遠近の順序をトレメーに依て列べると、土星、木星、火星、太陽、金星、水星、月の順になる。』

依て今第一日の第一時を土星に、第二を木星に、第三を火星と順次に餞げると、第二十一時は月で丁度三週轉する、而かも尙殘る三時間を再び、土星、木星、火星に餞げると第二日の第一時を太陽に餞げなければならぬ。尙次第に各時間を七政に餞けて行けば、第三日の第一時が月に、第四日の第一時は火星に、第五日の第一時は水星に、第六日の第一時は木星に、第七日の第一時は金星に餞げることになる。依て是等の日をば其第一時の守護政で命名すれば、土日月火水木金となる。此れは七曜日順序の起源であると言はれて居る。猶太教ではモーセが神の默示を受けて創世記を書いて、神が六日間に天地萬有を創造し、七日目に休んだ。これを記念するために人類は六日の間働いて七日を安息の日とすべきだと教へて居る。此教義が基督教の傳はると共に採用され、七曜日の習慣は永く世に行はれることになつた。

『一年を七日の週期で分けて行けば、平年には五十二週と一日となり、閏年には二日になる。依て日附と七曜とが何れの年にも常に一致せぬ。』一月博士、上掲『曆の話』(四六一八頁)

各週内の日番號が全年中の曆に、AよりGまでのアルファベット文字を以て記された。Ferial or Day Letters とは之をいふのであつて、一月されるのである。

一年中の各日を示すのに Cisiolanus といふ殊に込み入つた方法がある。之は主として祭日の名の斷片を集めて造つた忌はしい羅典文の二十四、一組の六脚詩の連歌である。之には色々な形式があるが、その一例として一月分を擧げると次の如くである。即ち

Cisio Janus Epi sibi vendicat Oc Feli Mar An,
Prisca Fab Ag Vincen Ti Pau Po nobile Iuman.

各綴音は一日を示す、そして一月より餘計に同綴音があると、數綴音を一所によむか、さもなればその綴音と一所に月を讀まねばならぬ。このバルバラ式工夫は獨逸では普通に行はれてゐるけれども、英蘭では曆についてゐる外見出されないのは幸である。プールはいつてゐる。

△曜日の繰り方 史實に關係のある曜日を容易く確知するには上に掲げた書物中の表を使へばよ。併し書物によらないでユリウス曆の全期

一日のアルファベット文字はAである。年中の毎日は各該アルファベット文字を有してゐる。それ故一月一日が何曜日であるかが分れば、之れよりして他の曜日を自在に繰ることが出来る。例へば一月一日のAが日曜日であることすれば二月一日のDは水曜日となる。この方法は後に述べた如く、毎月一日の曜日を知らるために用ゐられたが、併しこの日文字は主として別の目的に、即ち一年の第一週の日曜日の所在を示すために用ひられたのである。Aの元日が金曜日ならば Dominical or Sunday Letter はCである。元日が土曜日ならば日曜文字はBである。随つて日文字がAからGに順次進んで行くに拘らず、毎年元日の日曜文字は逆にA、G、F、E、D、C、Bの順に後戻りする。閏年には二個の日曜文字を有す。即ち一つは二月の二十四日まで(例へばF)、第二は(例へばE)爾餘の部分に對して適用

を通じて求むる日の何曜日であるかを知るには、簡單なる公式があれば調法である。この目的に應ずべき最も實用的なる公式がジェズイット宗の僧侶 Chambeau によつて一八九二年に工夫された。(註)次の五數を合せて、其の和を七除する、そすれば殘數が求むる曜日となる。一が日曜日、二が月曜日といふ順になる。五數とは如左。

- 一、當月の日數
- 二、月數 (The Month number) 即ち月の第一日の曜日を示す ferial letter (次節に擧げてある表中の七を零に代へたもの、即ち月數とは一月よりの順にて一、四、四、〇、二、五、〇、三、六、一、四、六、)
- 三、その世紀以内の年數。
- 四、右の四分の一、但し端數を省く。
- 五、百數、十八より百桁以上の數を減じた殘數(之を世紀の數としない理由は、世紀は一に始まるも爰では零を初とするからである。)

公式を以て示せば、

$$\frac{4 + 5 \times \text{年數} + 10 + 1}{4} + 1 \pmod{7}$$

その残りが求むる曜日である。連算の度毎に七と七の倍数を省いて行けば簡便になる。例へば英蘭の殉教者トーマス・ベケットは一一六二年六月三日に聖徒の列に加へられた。其日が何曜日であるかを知るには、公式により、

$$\begin{array}{r} 3562157 \\ 7 \overline{) 62157} \\ \underline{7} \\ 56 \\ \underline{7} \\ 15 \\ \underline{7} \\ 7 \\ \underline{7} \\ 0 \\ \underline{7} \\ 15 \\ \underline{7} \\ 7 \\ \underline{7} \\ 0 \end{array}$$

即ち残数が一なるが故に日曜日である。

註、"Bibliothèque de l'école des Chartes," liv. 595. 參照。

第二節 月

太陽暦年は人為的に十二月に分たれる。

September 乃至 December の月名が示してゐる如くに(註)西洋の今日の月の編制は、もと三月一日を歳首としてゐた事が分る。ユリウスの改暦に於ては月は三十一日と三十日を変互に配置したのであるが、三十一日の二個連続せる月が二つある。そして最終の月なる Februarius (今

日の二月)は二日丈け不足させてある。歳首を今日の一月に定めた後も、其の起源の異つた月名は舊の儘變更されずにあつた。但し其後間もなく Quintilis が Julius になり、又 Sextilis が Augustus に變更された。

註、羅馬人は元來月の盈虚の週期を十回重ねたものを一年としたかも知れぬが、(勿論傳説の「附加」始祖ロムルス王が一年の長さを三百四日と制定し、最初の月を三十一日、第二の月を三十日、以下他の月にも交互に三十一日と三十日とを配した。各月の名稱は Martius (ロムルスの父にして羅馬人の軍神としてあがむるマルス神の月) Aprilis (希臘の神アポロの月) Maius (シセロナーの月) Junius (シセロナーはマニウスとも稱せらる) Junius (シセロナーの月) Quintilis, Sextilis, September, October, November, December (是等は五月、六月、七月、八月、九月、十月の意)の十ヶ月としたのだ相である。其後マヌスの時に、更に二ヶ月を加へて十二月とし、各月の長さをば二十七日(十二月)二十九日(二月、四、六、七、九、十、十一月)三十一日(一、三、五、八月)の如く奇数の日数にし、十一月には Januarius (入口の神ヤヌスの月)、十二月には Februarius (地獄の神アトルトの月)と命名した。かくて一千年は三百

五十四日となつた。是れが丁度朔望月を十二倍したもので、羅馬人が奇数を好んだ結果各月を上様のにしたものと思はれる。

『尤も此様な太陽暦では季候と合はないので、更に二年目には二十三日の月、四年目には二十三日の閏月を加へて之を Mercedem と稱し、此の如き日の加はるべき年は Februarius の二十三日に其月の終の祭を行ひ、残り四日を加へ更に加ふべき閏月の始めに附加した相である。勿論是れは一種の太陰陽暦である、これに次いで改良を加へたのはシーザーであつた。羅馬の暦は元來太陰暦であつたとしても、各月の日附が月の形に應ずるものとならない自然の結果として、勿論自然にシーザーの取つた様な改良を誘ふことになり勝である。』

『ユリウス暦では、年の始めをば Januarius の第一日とした。即ち現今の如き順序となつた。各月の長さが第一、第二、第三、第五、第七、第九、第十一の六ヶ月は三十一日で、第二、第四、第六、第八、第十、第十二の六ヶ月は三十日とした。尤も此様にすれば三百六十六日となるから、平年の年には第二丈を二十九日と制定したものであつた。此方法は現今のものよりも整頓したものである。而るに其後アウグスタス王が自分の月 Sextilis (改めて Augustus) が三十日であるのと厭ひ、二月より一日を奪ひて之を三十一日とした爲めに、三十一日が三ヶ月連続する様になつた、依て

之をさける爲めに現今の如く、九月を小、十月を大、十一月を小十二月を大としたものである。』戸博士著、上掲二九一三頁。

二月の外、他の月は何れも四週間と二三日の端数を生ずるので、各月の曜日を示すために、十ニ數一組の次の數字が配當された。一は日曜日二は月曜日といふ順になつて居る。即ち、

Jan. Feb. Mar. Apr. May June July Aug. Sept. Oct. Nov. Dec.
1 5 3 1 3 6 1 4 7 2 5 7

この數を Salar Regulars といひ、又復活祭の計算をするに役立つのであるが、實用上にはこの數より一を減じた Ferial Letters と一致させ、元日は I, II, A, とするのが便利である。勿論このためには零の代はりに七を入れる。即ち次の如くなる。

Jan. Feb. Mar. Apr. May June July Aug. Sept. Oct. Nov. Dec.
1 4 4 7 2 5 7 3 6 1 4 6

歌で之を記憶するやうに出来てゐる。即ち第十三世紀に行はれたのは、

Altkonas Dominus Divina Gerens Bonus Extat:
Gratuito Celi Fert Aurea Dona Fidelii.

又は、

Alia Domat Dominus; Gratis Beat Equa Gerentes:
Contemnit Fictos, Augedit Dona Fidelii.

英語の狂詩では、

At Dover Dwell George Brown Esquire,
Good Christopher Finch, And David Friar.

と言つてゐる。閏年には一月一日より二月二十四日まで間の数は一を減じねばならぬ。

△月日 昔し、羅馬では月の中の三定點(何れもが祭日)より日讀をするの習慣であつたが、この日讀の舊習は全く廢りはしなかつた。この系統は羅馬古曆の朔日なる Kalends 即ち翌月の一日と、その月の十三日に當る Ides と、及び五日に當る Nones より逆戻りして後へ數へるのである。そして計算するには兩端の日を算入するのである。又 Nones 3 Ides とは三月、五

て九四三年であると思はれてゐたけれども、實は九四三年一月一日の前十六日目であつた。

一日より月末までずつと順に日讀をする近代式の方法はシリヤと埃及から英人の間に傳はつて來たものであるが、西羅馬では第六世紀の後葉前には殆んど見出されない。グレゴリウス大法王は生れ付き實用を重んじた人であつたので法王廷記録所にこの方法を採用せしめたが、其後の法王達は古法を復活させた。併し近代式の方法は漸次にロンバード族及びフランク族の間に採用せられ、民間の俗語を以て記された時には、規則のやうに之が使用せられて居る。尙ほ注意し置くべきは他方に於てカール大帝の治世に學問が復興せられてから、公式に古法に復歸することとなり、之が帝國記録所に永く行はれるに至つた事である。

又ボロニヤ式 (Consuetudo Bononiensis) と稱

月、七月、十月には二日後に置かれてゐる、即ち十五日と七日に當る。閏年には閏日即ち躍り日が二月二十四日の後に置かれる。この閏日即ち二度目の六日を意味する bissextum or bissextus は三月の Kalends の六日に之を挿入する。即ち平年ならばこの日は二月の二十四日に當るのである。故に閏年にはこの日に行はるべき儀式を翌二十五日に行ふ。この日は即ち St. Matthias の祭日である。寫字生が近代式の日讀の習慣になれてゐる處より往々にして翌月の朔日とすべき處を誤つて當月の一日と記す事がある。一月の Kalends 前の日附は誤れる別の年の中にあるが如くに、解せられる事すらもある。例へば、
一マンデー公 William Longwood の死は anno ab incarnatione Domini DCCCCLXIII, XVI Kalendas Januarii に起つたと記されてゐる。この記事は佛國 Rheims の編年記者 Flodoard による

する別種の日讀の法がある。本法は一より十六まで(日數三十の月には十五まで)は、當り前に先きへ日を繰り、月の後半では末日より逆戻りして後へ數へるのである。前者の日を intrante mense とし、後者を exunte or stante mense として記された。本法の起源は明かでないが、羅馬の古法とは連絡がない。その故は羅馬の古法は翌月の朔日より逆算し、月の最後の日を基點とするのでは無いからである。ボロニヤ式は伊太利の公證人が帝國記録所に雇はれてゐた場合の外には、伊太利以外ではあまり使用されなかつたが、第十二世紀よりは折々佛蘭西に見出される。こは恐らく公證人志望者の遊學せる Bologna の法科大學が幅を利かしてゐた結果であらう。本法が夙に英蘭に傳來するに至らなかつたのは、公證人が英蘭に使用されたのが後代であつたからである。併し第十四世紀からしては

法王の公證人によつて起草された英語の文書に之が見出される。ボロニヤ式の日讀の法は第十五世紀に至つて歐大陸に復活せられたが、それ以前には概して廢れかゝつてゐた。

△四季 世俗的に一年を分つて四季とする。その各の中央を二分(即ち春分と秋分)と二至(即ち冬至と夏至)に定めてある。四季の始まる日は種々に定められてゐる。嚴密に言へば勿論是等は及ぶ限り分至間の中央に近い處に置かるべきである。それ故英の *Book*。大師はその始をば春を二月七日、夏を五月九日、秋を八月七日、冬を十一月七日、換言すれば何れも月の *Ides* の七日目に置いた。併し彼は又 *Seville* の *Isidore* が其の始をば之よりも二週間餘りも遅らせ、二月二十二日、五月二十四日、八月二十三日、十一月二十三日とした事に氣づいてゐた。(註) 中世の曆に於ては兩者の日附が往々記されてゐた

が、遂に *Isidore* 式が一般に行はれた。但しその日附の二つは一日丈け動かされてゐる。即ち少なくとも中世の末期に於ては、四季は本堂に於ける *St. Peter* 祭日(二月二十二日) *St. Urban* 祭日(五月二十五日) *St. Bartholomew* 祭日(八月二十四日)及び *St. Clement* 祭日(十一月二十三日)に始まるものと見做されてゐた。(註) "De Temporum Ratione," xxxiii.

新刊紹介

五來欣造著 「社會革命の將來」

富山房發行 定價金 貳圓

世界大戰の副産物たる露獨革命の由來を明にし延て社會革命の將來を説いたもので大體に於てこの書は曾て自分が本紙上で紹介した德富蘇峯氏の著書と同性質のものである。但し蘇峯氏の著書の文學上の作品として殊に價值あるに對しこの書は社會改造の原理としてレオン・ブルジョア、デュギューイ、ジイド諸氏の著書に基いてソリダリテ・ソシアルの主義を且つ紹介し且つ推奨する處に特長がある。自分も曾て世論が餘りに社會主義過激思想に傾けるを慨しソリダリテの思想を鼓吹したこともあるので佛國通として推さるる五來法學士のこの書に對しては實に知己に邂逅せるが如くに感ずるのである。勿論自分は現代思想の缺陷を補はんが爲にソリダ

リテの思想を主張するもので敢て徹頭徹尾ブルジョア氏の意見に賛成するものには無い、抑もソリダリテの思想の初めて我國に紹介せられたのはドモウラン氏の著者に依れるので氏は之を排斥して居るのである、而して氏の著書は義塾の譯本を以て初めて日本の讀書界に普及されたのである。併し目下の過激思想の對症策としてはソリダリテの思想に及ぶものは無いのでこの思想を簡明に論述してある本書は最も時機に適した出版物と云ふ可きである。附録の『平和會議見やげ』も亦面白い讀物である。蓋し五來法學士が目下政治問題社會問題を評論する學者のうちにあつて詞藻富麗なる點に於て一頭地を抜いて居ることに就ては世間に自ら定評があるのである。

書評の體裁上最後に一二の事實の誤謬と思はるるものを指摘して置く。一八五頁に獨逸の社會民主黨獨立派が一九一八年九月シャイデマン氏等の入閣以後獨立の一黨を組織するに至つたやうに記してあるが、抑もハーゼ等の一派は一